ものづくり・商業・サービス補助金

【補助対象者】

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び開発拠点を現に有する中小企業者に限ります。 主な具体例

業種・組織形態	資本金 (出資の総額)	従業員 (常勤)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円以下	100 人以下
小売業	5千万円以下	50 人以下

【補助対象事業】

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】、【共同設備投資】の3つの類型があります。その中で【革新的サービス】については「1.一般型」、「2.コンパクト型」があります。 ※業種の如何を問わず、いずれも申請が可能です。

	革新的サービス		ものづくり技術	共同設備投資
	一般型	コンパクト型		
補助上限額	1,000 万円	700 万円	1,000 万円	共同体で5,000万円(500万円/社)
補助率	2/3	2/3	2/3	2/3
設備投資	必要	不可	必要	必要

【補助対象要件】

革新的サービス:「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3~5年計画で、「付加価値額(付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費)」年率3%及び「経常利益(経常利益=営業利益-営業外費用)」年率1%の向上を達成できる計画であること。

ものづくり革新:「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

共同設備投資:本事業に参画する事業実施企業により構成される組合等が事業管理者となり、複数の事業実施企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、事業実施企業全体の3~5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

共通要件: どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。

【補助対象経費】

機械装置費、原材料費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、 運搬費、専門家経費、雑役務費、クラウド利用費などの経費で、補助事業の対象経費として明確 に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

※補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象になりません。

【申請期間等】

平成27年2月13日~平成27年5月8日までに所轄の地域事務局へ提出